

令和 5 年度の事業実績

1 許可及び監視指導

(1) 食品衛生法に基づく業種別許可施設数及び監視件数

(注：施設及び監視実績の無い業種を省略して作成)

※令和 3 年 6 月に改正食品衛生法が完全施行し、業種分類が変更となったため、改正前食品衛生法に規定する営業と改正後食品衛生法に規定する営業に分けて作成した。

①改正前食品衛生法第 52 条に規定する営業

(単位：件)

主業種名称	従業種名称	施設数			令和 5 年度 監視件数
		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	
飲食店営業	旅館・ホテル	54	69	81	8
	バー・キャバレー	85	115	143	5
	一般飲食店	3,450	4,633	5,855	912
	すし屋	87	115	150	13
	そば屋	126	157	224	10
	仕出し屋	5	8	14	17
	弁当屋	105	128	160	29
	そうざい店	144	209	282	11
	臨時	9	27	37	0
	集団給食	150	181	240	37
	自動車	42	56	71	5
	自動販売機	1	4	9	0
	小計	4,528	5,702	7,266	1,047
喫茶店営業	店舗	94	121	152	5
	自動販売機	19	28	38	1
	自動車	1	1	1	0
	小計	114	150	191	6
菓子製造業	パン製造業	101	172	211	8
	生菓子製造業	91	111	130	7

令和5年度監視指導計画実施結果データ

	その他の菓子製造業	157	203	240	5
	臨時	1	2	4	0
	自動車	4	7	10	1
	小計	354	495	595	21
あん類製造業		0	1	0	0
アイスクリーム類製造業		86	102	127	7
乳製品製造業		2	3	3	0
食肉処理業		5	5	5	3
食肉販売業	店舗	92	100	106	9
食肉製品製造業		5	5	5	0
魚介類販売業	店舗	49	54	60	5
	自動車	0	1	1	0
	小計	49	55	61	49
魚肉ねり製品製造業		3	3	3	0
食品の冷凍・ 冷蔵業	冷凍業	23	24	25	0
清涼飲料水製造業		1	1	1	0
食用油脂製造業	植物性油脂	2	2	2	0
みそ製造業		1	1	1	0
ソース類製造業		0	0	1	0
酒類製造業		2	2	3	0
豆腐製造業		1	1	3	0
めん類製造業		17	18	22	0
そうざい製造業		186	206	225	12
添加物製造業		3	6	6	0
法許可 合計		5,204	6,881	8652	1,110

(令和6年3月31日現在)

②改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業許可業種

(単位：件)

主業種名称	従業種名称	施設数			令和 5 年度 監視件数
		令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	
飲食店営業	一般飲食店	4,354	2,897	1,391	2,826
	集団給食	103	84	34	35
	自動車	81	57	23	31
	簡易	13	11	9	5
	臨時	25	11	9	25
	小計	4,576	3,060	1,466	2,915
調理機能を有する自動販売機		23	1	5	16
食肉販売業		23	18	11	9
魚介類販売業		13	8	5	6
食肉処理業	一般	2	2	2	5
	小計	2	2	2	5
菓子製造業		200	126	70	113
アイスクリーム類製造業		8	6	5	3
乳製品製造業		3	1	1	3
清涼飲料水製造業		2	2	0	0
食肉製品製造業		1	1	1	0
水産製品製造業		2	2	1	0
みそ又はしょうゆ製造業		1	1	1	0
酒類製造業		7	5	3	2
豆腐製造業		3	3	2	4
納豆製造業		1	1	1	0
麺類製造業		10	9	7	3
そうざい製造業		111	76	49	47
冷凍食品製造業		19	14	15	6
密封包装食品製造業		1	0	0	1

令和5年度監視指導計画実施結果データ

食品の小分け業	7	6	5	2
添加物製造業	1	0	0	1
法許可 合計	5,014	3,351	1,650	3,136

(令和6年3月31日現在)

③改正後食品衛生法第57条に規定する営業届出業種

(単位：件)

主業種名称	従業種名称	施設数			令和5年度 監視件数
		令和5年度	令和4年度	令和3年度	
旧許可業 種であつ た営業	魚介類販売業（包装）	100	131	165	7
	食肉販売業（包装）	132	169	201	8
	乳類販売業	596	660	743	18
	氷雪販売業	3	3	3	0
	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	1,688	1,627	1,549	0
	小計	2,519	2,590	2,661	33
販売業	弁当販売業	384	303	221	208
	野菜果物販売業	109	78	24	5
	米穀類販売業	12	9	6	0
	通信販売・訪問販売による 販売業	12	8	3	0
	コンビニエンスストア	356	324	289	23
	百貨店、総合スーパー	51	46	38	13
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗 浄・屋内設置）及び営業許可の対 象となる自動販売機を除く。）	233	181	150	1
	その他食料・飲料販売業	2,709	2,389	1,078	105
	小計	3,866	3,338	1,809	355
	いわゆる健康食品の製 造・加工業	3	1	0	0
	コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	19	7	3	4
	農産保存食料品製造・加工 業	5	4	1	0
	調味料製造・加工業	16	13	9	0
	精穀・製粉業	6	6	6	0

令和5年度監視指導計画実施結果データ

	卵選別包装業	1	1	1	0
	その他食料品製造・加工業	16	11	6	3
	小計	66	43	26	7
上記以外のもの	行商	44	32	15	99
	集団給食施設	86	84	73	71
	器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	3	3	3	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	41	14	4	5
	その他	1	0	0	0
	小計	175	133	95	175
営業届出 合計		6,626	6,104	4,591	570

（令和6年3月31日現在）

（2）食鳥検査法に基づく許可施設数及び監視件数

（単位：件）

		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
合計		7	4	7	4	7	3
認定 小規模	1～3,000羽未満	7	4	7	4	7	3
	3,000～30万羽未満	0	0	0	0	0	0
30万羽以上		0	0	0	0	0	0

（令和6年3月31日現在）

（3）東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく施設数及び監視件数

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ認証施設や、有毒部位除去済みのふぐのみを取り扱うことができるふぐ加工製品の取扱届出施設に対し、ふぐの適切な取扱いについて監視指導を実施している。

（単位：件）

	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	施設数	監視数※	施設数	監視数※	施設数	監視数※
ふぐ認証施設	143	70	149	161	157	172

※（1）アの施設数及び監視件数から再掲

（令和6年3月31日現在）

(4) 食品表示法に基づく立入指導件数

監視指導時に流通している食品の表示の適否について、立入り検査を行っている。

(単位：件・品目)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
軒数		32	35	23
品目数計		243	248	261
内 訳	輸入品	23	4	64
	国産品	220	244	197

(5) 一斉監視指導状況

業態別、地区別、神社仏閣等でのお祭りにおいて飲食物を提供する施設に対し、
定めた期間内に集中して一斉監視指導を行っている。

		回数	件数※1	簡易検査※2
合計		7	232	282
業態別 一斉監視	業種別	1	79	100
	学校給食	1	9	46
	保育施設(認可外含む)	1	36	136
地区別一斉監視		4	108	0

※1 1 (1) ①、②、③の監視件数から再掲

※2 2 (1) ①、②の検体数から抜粋

(6) 行事開催届等イベントの届出・許可状況

町内会等が短期間飲食物を提供するイベントや学園祭等の届出・営業許可について、
相談や監視指導等を行っている。

①行事開催届等届出状況

(単位：件)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
行事開催届出件数		107	66	18
場 所 別 (内訳・出店)	東京国際フォーラム	4	2	1
	有楽町交通会館・駅前広場	6	2	0
	農林水産省 消費者の部屋	9	0	0

令和5年度監視指導計画実施結果データ

	日比谷公園	10	9	4
	他（町内会等）	78	53	13
学園祭の届出数		33	13	4

②イベント等に伴う短期営業許可状況

(単位：件)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
イベント等における許可件数※		233	133	48
内訳 (出店場所別)	K I T T E	4	4	1
	東京国際フォーラム	8	2	0
	日比谷公園	26	82	21
	他	193	44	26
	自動車営業	2	1	0

※ （１）①、② の施設数より再掲

(7) 緊急調査等

食品衛生に関する問題が、全国規模で発生している、特異な発生状況である等、早急な監視指導が必要になる場合は、被害の拡大防止を図ることを目的として緊急調査を行い、適切な対応を指示している。

事例	紅麹を含む健康食品関係
実施時期	令和6年3月
実施内容	患者調査、流通調査
調査施設数	55

(8) 路上営業等監視指導取り締り状況

許可の必要な食品営業は、許可施設内で衛生的に行うよう定められている。しかし、行商形態の営業、自動車での営業、固定店舗の施設外での営業に関する苦情が寄せられた際は、その都度調査・指導している（令和5年度の苦情件数7件）。また、日常的な監視指導の際、施設外で営業している施設には施設内で適切に営業を行うよう指導している。

令和3年6月の改正食品衛生法の完全施行により、弁当類の販売が東京都食品製造業等取締条例による許可制から食品衛生法に基づく届出制へ移行した。令和3年5月

より、路上弁当の監視業務を一部委託（年 85 日実施）し、路上弁当監視員による販売実態調査を開始した。

（単位：件）

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
合計		2,170	1,583	2,363
内訳	店頭販売	970	657	835
	自動車	1,044	821	1,446
	路上販売	156	105	82

※店頭販売には、飲食店営業の店前を含む
自動車には飲食店営業（自動車）を含む

（9）窓口受付及び所内指導

窓口等では、営業許可申請業務の他に、食品衛生や表示に関する相談業務を行っている。

①窓口及び電話受付数

（単位：件）

			令和5年度	令和4年度	令和3年度
合計			30,052	24,928	29,390
窓口業務	各種手続き	許可申請等	5,855	6,686	7,587
		各種届出等	4,122	4,186	5,212
		ふぐ・免許関係	52	98	165
	指導相談	表示・規格基準	53	47	120
		苦情・相談	11	11	12
		図面・事前相談	2,777	2,503	3,411
	情報公開請求・台帳照会		454	461	684
	食の安全自主点検店公表制度		4	7	17
	食品表示相談		50	30	63
	その他窓口業務		19	14	8
電話業務	許可関係		9,114	7,302	8,681
	食品の取扱い・基準関係		1,437	814	830
	苦情・相談		4,923	2,073	1,424
	情報公開請求・台帳照会		204	257	351
	食の安全自主点検店公表制度		6	20	15

令和５年度監視指導計画実施結果データ

	食品表示相談	546	142	468
	その他電話問い合わせ	425	275	342

②表示相談の内訳

(単位：件)

			令和５年度	令和４年度	令和３年度
合計			765	369	531
食品表示法	衛生事項	相談数	245	195	238
		食品数	214	199	220
	保健事項	相談数	100	87	140
		食品数	74	95	142
	その他	相談数	66	153	153
		食品数	58	163	163
健康増進法 誇大表示の禁止指導 (再掲)		相談数	4	5	3
		食品数	4	5	3

※衛生事項：添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルギー、製造所情報等

保健事項：栄養成分表示

誇大表示：「著しく」事実と相違する表示又は「著しく」人を誤認させるような表示に対し、指導している。

2 食品衛生検査

目的 公衆衛生上必要な措置の基準、表示基準等の違反及び不良食品を発見し、飲食物に起因する衛生危害の発生を防止する。

根拠 食品衛生法、食品表示法、健康増進法等

対象 区内の食品等事業者及び広告を行う事業者

内容 食中毒の発生を未然に防ぐため、飲食店等の監視指導の一環として、従業員の手指、器具、食品等の簡易検査を行う。あわせて、食品の表示検査を実施する。

検査の結果、不良な食品や器具、不適正な表示等があった場合は、指導する。

令和5年度の事業実績

(1) 簡易細菌検査

取扱器具及び食品等の検査（生活衛生課食品監視指導係実施）

①ふきとり法

区分		検査		大腸菌群			大腸菌		黄色ブドウ球菌		腸炎ビブリオ		一般生菌	
		検体数	項目数	(-)	(+) ~ (++)	(+++) ~ ∞	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上
合計		274	1017	158	73	34	225	9	220	16	18	0	57	207
調理人手指		2	9	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	2
器具類	食器	1	5	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	まな板	17	66	13	3	1	17	0	15	0	0	0	9	8
	その他の器具	180	688	115	43	22	148	6	157	12	10	0	31	144
食品	生野菜	22	75	3	12	7	19	0	13	2	0	0	0	19
	その他の食品	49	161	25	11	4	36	2	30	1	5	0	16	31
その他	トイレ等	3	13	0	3	0	3	0	3	0	1	0	0	3

(-) : 0 (+) : 1 ~ 10 (++) : 11 ~ 100 (+++) : 101 ~ 1,000 ∞ : 1,001 ~ (CPU)

※判定は、検査する時の状態を総合的に判断して行う。

②A T P 法

(単位：検体)

主検体名		検体数	結果			
			1～ 1,000 RLU	1,001～ 10,000 RLU	10,001～ 100,000 RLU	100,001 RLU ～
合計		336	123	124	72	17
内 訳	手指	5	0	4	1	0
	まな板	35	29	4	2	0
	食器	12	10	2	0	0
	器具類	281	83	112	69	17
	その他	3	1	2	0	0

※A T Pは生物が蓄えている物質であり、微生物、食物残渣等にも存在する。数値は専用の器具を用いてA T Pが特定の酵素と反応して発光した強さを測定したものである。結果は洗浄度の目安と考えられ、数値が高いほど汚れが多いと言える。

(2) 表示検査

(単位：件)

		令和5年度			令和4年度	令和3年度
			国産品	輸入品		
総検査品目数		1,273	1,143	130	1,564	261
総表示違反品目数		243	220	23	248	20
内 訳	無表示	28	14	14	25	18
	名称	6	6	0	2	0
	期限表示	12	12	0	10	3
	製造者住所氏名	8	81	0	53	0
	食品添加物	23	23	0	66	1
	その他	167	157	10	115	7

※1品目で不適項目が複数のものがあるため、内訳の合計と違反品目数は一致しない。

3 違反食品調査

令和5年度事業実績

(1) 違反食品に関する分類

(単位：調査事業者数)

		令和5年度		令和4年度	令和3年度
		国産品	輸入食品		
合計		52	17	35	63
内訳	千代田区内で発見し、千代田区で指導したもの	2	0	2	0
	千代田区内で発見し、他自治体に依頼したもの	3	2	1	13
	営業者の自己申告によるもの	10	4	6	5
	他自治体等からの通報によるもの	37	11	26	45

(2) 違反食品等の調査

(単位：調査事業者数)

			令和5年度	令和4年度	令和3年度
合 計			52 (28)	63 (32)	65 (27)
内訳	法第6条 (不衛生食品等の販売等の禁止)		5 (3)	11 (4)	15 (2)
	法第12条 (添加物等の販売等の制限)		1 (1)	0 (0)	0 (0)
	法第13条 (食品の規格及び基準)		17 (16)	16 (14)	14 (11)
	食品表示法	生鮮食品	2 (1)	2 (1)	1 (1)
		加工食品	19 (7)	36 (14)	34 (11)
	その他		3 (0)	1 (0)	4 (1)

※ () 内輸入食品再掲 法：食品衛生法

1件で違反条項が複数のものがあるため、内訳の合計と合計は一致しない。

(3) 違反食品等の調査に伴う検査実施状況

検査機関：東京都健康安全研究センター

(内訳単位：延べ検査数)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
検体数		21	1	0
内 訳	細菌検査	17	0	0
	害虫検査	0	1	0
	化学検査	4	0	0

4 苦情相談処理

令和5年度の事業実績

(1) 苦情処理状況

		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		件数	延調査人数	件数	延調査人数	件数	延調査人数
合計		299	1,002	230	728	217	683
内 訳	異物混入	31	109	39	126	37	88
	カビ・異臭・異味・変色・腐敗	26	74	13	46	14	37
	食品の取扱い不良	42	153	32	91	23	51
	表示	22	59	12	28	19	56
	施設	40	114	21	100	30	116
	有症苦情	115	404	72	213	52	163
	路上等での営業	7	11	3	11	10	36
	その他	58	215	38	113	61	207

※1件で苦情内容が複数のものがあるため、件数及び延べ調査人数の合計と内訳の合計は一致しない。

(2) 苦情処理に伴う検査実施状況（食中毒疑いとして検査した物を除く）

①検査機関：生活衛生課試験検査係・食品監視指導係

(内訳単位：延べ検査数)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
検体数	4	12	1

令和5年度監視指導計画実施結果データ

内 訳	細菌検査	0	1	0
	化学検査	2	0	0
	簡易細菌検査※ ¹	1	11	11
	官能検査	1	0	0

※1 2 (1) ①、②の検体数より再掲

②検査機関：東京都健康安全研究センター

(単位：件)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
総数	0	1	0
内訳	0	官 能 検 査 1 顕微鏡検査 1	0

※1 検体で複数検査しているものがあるため、内訳の合計と検体数は一致しない。

5 食中毒調査

令和5年度の事業実績

(1) 食中毒発生状況

(単位：件・人)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
区 内	件数	8	8	2
	患者数	215	34	22
	被調査人数	831	406	36
東 京 都 内	件数	137	106	83
	患者数	878	519	610

(2) 食中毒発生状況の詳細

(単位：人)

No.	発生 年月日	原因施設 所在地	原因食品	病因物質	患者数	喫食者 数	延被調査 人数※ ¹
1	令和5年 5月26日	神田三 崎町	未加熱及び加熱不 十分な鶏肉料理	カンピロバクター	8	139	11
2	令和5年 6月16日	六番町	串焼き料理	カンピロバクター	5	63	7

令和5年度監視指導計画実施結果データ

3	令和5年 7月13日	丸の内	7月12日から17 日に提供した料理	ノロウイルスGⅡ	14	18	18
4	令和5年 8月28日	有楽町	刺身（サバ、マグ ロ、サーモン及び カンパチ）	アニサキス	2	2	2
5	令和5年 12月12日	丸の内	12月11日、13日、 14日に提供した食 事	ノロウイルスGⅡ	32	220	41
6	令和6年 1月15日	有楽町	生食用かき	ノロウイルスGⅡ	5	5	5
7	令和6年 1月19日	丸の内	令和6年1月19 日及び1月20日 に提供した食事	ノロウイルスGⅡ	111	351	441
8	令和6年 1月23日	神田神 保町	1月23日に調整 された牛そばろ弁 当	セレウス菌	38	298	306

※1 延べ被調査者人数は当該事件で調査を受けた全ての延べ人数であり、他自治体で調査を受けた人を含む。

(3) 関連調査状況

(単位：件・人・件)

年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件数	110	57	43
被調査人数	24	30	107
被調査施設数	143	60	44

※他の自治体が探知した、食中毒、食中毒疑い、有症苦情及び感染症に関する区内の調査状況（原因施設が区内の食中毒事件を除く）。

※被調査施設数には医療機関を含む。

(4) 食中毒調査に伴う検査実施状況

(単位：件)

		令和 5 年度				令和 4 年度	令和 3 年度	
		原因施設が区内の 食中毒事件		原因施設が区外 または 原因が特定できない事件				
		細菌 検査	ウイルス 検査	細菌 検査	ウイルス 検査			
微生物検査合計		964	251	92	417	204	321	345
内 訳	食品	213	47	26	105	35	48	46
	ふきとり	264	79	2	148	35	100	72
	ふん便・吐物	414	70	64	146	134	101	160
	菌型試験 (毒素型別試験を含む)	73	55	0	18	0	72	67
化学検査合計		2	0		2		0	0
寄生虫		9	4		5		18	6

(検査機関：東京都健康安全研究センター)

(5) 食中毒が疑われた感染症の調査及び検査実施状況

(単位：件・人)

	令和5年度			令和4年度	令和3年度
		被調査人数	被調査施設数		
合計	3	2	1	4	9
腸管出血性大腸菌	2	1	1	3	7
サルモネラ	0	0	0	0	1
E型肝炎	1	1	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	1	1

※腸管出血性大腸菌は送付書作成のみの案件があるため、合計が一致しない。

6 不利益処分

令和5年度の事業実績

(1) 不利益処分件数

(単位：件)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
命令書交付数		8	8	3
内 訳	食中毒等	8	8	3
	違反食品等	0	0	0

(2) 命令書交付事例

No.	交付 年月日	業種	違反条項	違反内容	処分内容	原因食品
1	令和5年 6月14日	飲食店営業 (一般)	(旧法) 食品衛生法 第6条	食中毒の発生 (カンピロバク ター)	営業等停 止 命 令 (7日)	未加熱及び 加熱不十分 な鶏肉料理
2	令和5年 6月30日	飲食店営業 (一般)	(旧法) 食 品衛生法 第6条	食中毒の発生 (カンピロバク ター)	営業等停 止 命 令 (7日)	串焼き料理
3	令和5年 7月25 日	飲食店営業 (一般)	(旧法) 食 品衛生法 第6条	食中毒の発生 (ノロウイル ス)	営業等停 止 命 令 (3日)	7月12日から 17日に提供 した食事
4	令和5年 9月1日	飲食店営業 (一般)	食品衛生 法第6条	食中毒の発生 (アニサキス)	営業等停 止 命 令 (1日)	刺身(サバ、 マグロ、サー モン及びカン パチ)
5	令和5年 12月22 日	飲食店営業 (一般)	食品衛生 法第6条	食中毒の発生 (ノロウイル ス)	営業等停 止 命 令 (6日)	令和5年12 月13日に左 記施設で調 理・提供した 食事
6	令和6年 1月26日	飲食店営業 (一般)	食品衛生 法第6条	食中毒の発生 (ノロウイル ス)	営業等停 止 命 令 (3日)	1月19日及 び1月20日 に提供され た食事
7	令和6年 1月30日	飲食店営業 (一般)	食品衛生 法第6条	食中毒の発生 (セレウス)	営業等停 止 命 令 (3日)	1月23日に 調整された 牛そばろ弁 当
8	令和6年 1月31日	飲食店営業 (一般)	食品衛生 法第6条	食中毒の発生 (ノロウイル ス)	営業等停 止 命 令 (3日)	生食用かき

7 保菌者検索事業及び病原体保有者調査

令和5年度の事業実績

(1) 保菌者検索事業

(単位：件)

		令和5年度			令和4年度			令和3年度		
		回収 検査数	O157 陽性	サルモネラ 陽性	回収 検査数	O157 陽性	サルモネラ 陽性	回収 検査数	O157 陽性	サルモネラ 陽性
合計		1,149	0	1	321	0	0	273	0	0
飲食店営業	弁当屋	14	0	0	13	0	0	14	0	0
	仕出屋	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	すし屋	46	0	0	49	0	0	66	0	0
	そば屋	18	0	0	17	0	0	34	0	0
	焼肉店等	23	0	0	22	0	0	10	0	0
	一般	336	0	0	194	0	0	138	0	0
魚介類販売業		6	0	0	3	0	0	2	0	0
食肉販売業		0	0	0	2	0	0	6	0	0
食肉処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
食鳥処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団給食		36	0	0	20	0	0	3	0	0
その他		662	0	1	1	0	0	0	0	0

(検査機関：生活衛生課試験検査係（令和2年度より）

一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所（令和元年度まで））

※令和2年度より委託検査ではなく、試験検査係にて実施。採便管の送付は行わず、対象施設に実施案内を送付。

(2) 無症状病原体保有者の疫学的性状検査件数

(単位：件)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
合計		2	3	2
内 訳	腸管出血性大腸菌	0	3	1
	サルモネラ	2	0	1

(3) 散発患者発生動向調査に基づく疫学的性状検査件数

(単位：件)

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
合計		4	3	2
内 訳	腸管出血性大腸菌	1	3	2
	サルモネラ	3	0	0

8 普及啓発事業

令和5年度の事業実績

(1) 街頭活動、印刷物等

名称	実施期間	開催場所	内容
広報千代田	令和5年6月20日号 令和5年8月5日号 令和5年9月20日号 令和5年12月20日号 令和6年3月5日号		食品衛生に関するコラムの掲載
食中毒予防 画像の放映	令和5年8月1～7日 令和5年12月1～7日	有楽町ビ ックビジョン	食中毒予防3原則と食肉の注意喚起
	令和5年8月1～7日 令和5年12月1～7日	A K I B A ビックビジョン	
	令和5年8月	千代田区役所 1階ロビー	食中毒予防月間の告知
	令和5年8月	日本武道館 屋内電光盤	食中毒予防の注意喚起
食中毒予防 標語の掲示 ポスター 掲示	令和5年7月～9月	区内掲示板	食中毒予防周知ポスター及び 肉の生食の危険周知ポスター (計100か所)
	令和5年12月		ノロウイルス予防周知ポスター (計60か所)

令和5年度監視指導計画実施結果データ

	令和6年2月		手洗い方法周知ポスター (計60か所)
チラシ配布	令和5年4月～令和6年 3月	区内マンション	食中毒予防周知チラシ (毎月550枚)
普及啓発 資料の配布	通年	千代田保健所 1階 千代田会館 8階	標語入りウェットティッシュ(2,000 個)及び食中毒予防チラシ入りポケ ットティッシュ(4,000個)の窓口 配布
	令和5年8月	保健所、区役 所、出張所	パンフレット等セット(1,000個)
駅頭キャン ペーン	令和5年10月25日	有楽町駅 前・御茶ノ水 駅前	食品衛生に関するパンフレット等の 配布(2,000部)
食品衛生カ レンダーの 配布	令和5年11月～12月	学校・社会福 祉施設・営業 者	送付(2,619部)
	令和5年11月～12月	保健所・出張 所・区役所等	窓口配布(2,381部)

(2) 在住、在勤及び在学者対象講習会

(単位：回・人)

		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
合計		4	60	1	7	6	41
内 訳	消費者向け衛生講習会	－	－	1	7	－	－
	学園祭における衛生講習会	1	30	－	－	－	－
	両親学級	－	－	－	－	6	41
	依頼による講習会	3	30	－	－	－	－

(3) 区内営業者対象講習会

(単位：回・人)

		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
合計		30	947	13	219	22	129
内 訳	夏季・秋季食品衛生講習会	2	237	－	－	－	－
	営業許可更新施設対象衛生講習会	16	293	－	－	－	－
	食中毒等発生施設対象衛生講習会	7	41	8	17	3	7
	依頼による衛生講習会	2	60	3	117	3	106
	業種別衛生講習会	2	85	2	85	－	－
	ふぐ加工製品取扱者講習会及び説明会	－	－	－	－	16	16
	H A C C P講習会	－	－	－	－	－	－
	食品表示講習会	1	231	－	－	－	－

(4) その他

令和4年11月より、区公式YouTubeチャンネルに食品表示講習会の動画を掲載している。

9 千代田区食品衛生推進員制度

令和5年度の活動実績

日付	内容	会場
令和5年5月31日	第14期千代田区食品衛生推進員の 委嘱状伝達式 千代田区食品衛生推進会議	千代田会館10階
令和5年7月13日 ～7月19日 (Web8月14日～8月 31日)	第1回食品衛生推進員講習会	書面、Web併用開催
令和5年10月25日	駅頭キャンペーン	有楽町駅 御茶ノ水駅
令和5年11月15日 ～11月24日 (Web12月15日～令和 6年1月15日)	第2回食品衛生推進員講習会	書面、Web併用開催
令和5年12月	令和6年度千代田区食品衛生 監視指導計画(素案)への意見提出	—

10 食の安全自主点検店公表制度

令和5年度の事業実績

(単位：件)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
認定店	80	84	62

(令和6年3月31日現在)

11 自主回収届出制度

目 的 食品による健康への悪影響を未然に防止するため、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、自主回収情報を消費者に広く周知することにより回収を促進する。

根 拠 食品衛生法、食品表示法等

対 象 区内の食品等事業者

内 容 食品等事業者は、販売している食品に健康への悪影響が想定される事例が発生し、自主的に回収する場合、管轄の保健所に届出を行い、衛生面での危害排除を行う。また、回収を終了した際は、同様に届出を行う。令和3年6月より、食品衛生法及び食品表示法に基づく届出となった。健康被害発生の危険度を考慮したクラス分類（CLASSⅠ～CLASSⅢ）がされるようになり、厚生労働省のホームページで回収情報の確認ができるようになった。

沿 革 平成16年4月 東京都食品安全条例施行

令和3年6月 食品衛生法第58条及び食品表示法第10条に基づく自主回収届出制度の創設

令和5年度の事業実績

(1) 東京都食品安全条例に基づく自主回収の届出（令和3年5月まで）

(単位：件)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
着手報告	8	0	1
完了報告	8	2	1

(2) 食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収の届出（令和3年6月より）

（単位：件）

		令和5年度			
		計	CLASS I	CLASS II	CLASS III
食品衛生法	着手報告	3	2	0	1
	完了報告	5	1	3	1
食品表示法	着手報告	5	3	2	0
	完了報告	3	1	2	0
自主回収に関する相談・報告		0	0	0	0

12 経由事務・進達

令和5年度の事業実績

(1) 調理師法・製菓衛生師法による免許申請等経由事務

（単位：件）

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
合計		10	11	40
内訳	調理師免許	5	7	21
	調理師免許名簿訂正	1	0	5
	調理師免許再発行	2	4	13
	製菓衛生師免許	2	0	1

(2) 東京都ふぐの取扱い規制条例による経由事務

（単位：件）

		令和5年度	令和4年度	令和3年度
合計		22	51	57
内訳	認証書申請	5	15	27
	認証書返納	12	26	29
	地位承継届	3	4	1
	書き換え	2	6	0

13 官公署等からの照会

令和5年度の事業実績

(単位：件)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数	169	134	166
新型コロナ助成金関係（再掲）	0	5	12